

特定非営利活動法人 SOUND FOUN

定 款

特定非営利活動法人 SOUND FOUN 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SOUND FOUN という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、全国の若手音楽系クリエイターを対象に、表現活動の支援及び成長の機会を提供することにより、持続可能な音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 音楽イベントの企画及び運営
 - ② 音楽に関する育成講座の開催
 - ③ マネジメント支援事業
 - ④ 音源制作や制作環境の提供
 - ⑤ 物販・広告関連ツールの制作及び販売

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3) 活動会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入された入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しな

ればならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面

又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で決めたものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 泉 亮

副理事長 大田 成人

理事 平井 優貴乃

監事 鶴羽 宏一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 0円（1年間分）
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 50,000円（1年間分）

要綱様式 1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人 SOUND FOUN	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	泉 亮		無
副理事長	大田 成人		無
理事	平井 優貴乃		無
監事	鶴羽 宏一		無

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第 15 条の規定により、役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第 20 条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第 21 条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

設立趣旨書

1 趣 旨

本法人は、全国の若手音楽系クリエイターを対象に、表現活動の支援および人材としての育成・成長の機会を提供することにより、持続可能な音楽文化の発展に寄与することを活動の目的としています。

近年、音楽業界を取り巻く環境は急速に変化しており、特に次世代を担う若手音楽クリエイターにとって、表現の場や制作支援、継続的な学びの機会を得ることが困難な状況が続いています。インターネットやSNSの普及により、誰もが自由に発信できる時代が到来した一方で、それらを活用し、社会的・経済的に自立したキャリアへとつなげていくための基盤となる支援環境は、十分に整備されているとは言えません。

また、地域社会においては、若手表現者が地元で根ざして活動を継続できる仕組みが乏しく、首都圏への過度な集中や、才能ある人材の流出も大きな課題となっています。こうした状況をふまえ、私たちは、地域発・次世代型の音楽文化育成モデルを構築することを通じて、文化・教育・産業の面から持続可能な社会の実現に寄与したいと考えております。

このたび設立する特定非営利活動法人 SOUND FOUN は、北海道札幌市を拠点に、全国の若手音楽クリエイターを対象とした非営利事業を展開いたします。年間2回の大型音楽イベントや、通年での育成講座の実施、クリエイター、アーティストプロデュース・楽曲制作支援・作品リリース・メンタリング・マネジメント・プロモーションなど、多角的かつ段階的な人材育成・キャリア支援を行ってまいります。本法人の活動は、「表現を通じた自己実現と社会との接続」を支える基盤づくりであり、多様な若者が地域社会の中で自らの可能性を広げ、自分らしく活躍できる環境を築くことを目指します。

2 申請に至るまでの経過

本法人の設立に向けては、音楽活動を通じて出会った若手クリエイターからの相談や、地元札幌における表現者育成のニーズを受け、任意団体としてイベントの開催、技術指導、メンタリング活動などを行ってまいりました。これらの取り組みを継続し、さらに体系的かつ持続的な支援へと発展させるためには、法人格を取得し、社会的信用と運営基盤を備えた上で、事業としての信頼性を確立する必要があるとの結論に至りました。今後は、公共性を有する非営利法人として、より多くの人々に開かれた活動を展開し、地域社会や教育機関、民間事業者等と連携しながら、音楽文化の振興のみならず、次世代クリエイターの職能形成や、地域に根ざした創造的産業の担い手育成にも貢献してまいります。

2025年 7月 31日

特定非営利活動法人 SOUND FOUN

設立代表者 住所又は居所

氏名

泉 亮

2025 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 SOUND FOUN (法人成立の日から R8.3.31 まで)

本法人は、2025 年度に以下の特定非営利活動に係る事業を実施する予定である。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定日時	実施 予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	事業費の 予算額 (千円)
1. 音楽イベン トの企画及 び運営	若手音楽クリエイターをピックアップするライブイベントを開催し、表現機会を創出するとともに、地域との交流や文化振興を図る。	2025 年 10 月	北海道 札幌市	約 10 名	全国の 音楽ファン・ 一般市民 約 500 名	1,445
2. 音楽に関す る育成講座 の開催	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
3. マネジメン ト支援事業	若手クリエイターやアーティストのキャリア形成を支援するため、メンタリング、マネジメント等の個別支援を行う。	通年	法人事務所 およびオンラ イン、各イベ ント会場	約 5 名	対象 全国の音楽ク リエイター・ アーティスト 約 20 名	800
4. 音源制作や 制作環境の 提供	若手クリエイターやアーティストのキャリア形成を支援するため、作品制作、リリース、プロモーション等の個別支援を行う。	通年	法人事務所 およびオンラ イン、レコー ディングスタ ジオ	約 7 名	対象 全国の音楽ク リエイター・ アーティスト 約 30 名	4,800
5. 物販・広告 関連ツール の制作及び 販売	イベント事業の開催や法人活動周知の為広告ツールを制作し販売を行う。	通年	イベント会場 およびオンラ イン	約 3 名	全国の 音楽ファン・ 一般市民	550

事業実施の方針

設立初年度である当年度は、次世代アーティストの育成と業界発展へ寄与する為、当法人の事業基盤の構築に努める。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 音楽イベントの企画及び運営

全国の若手音楽クリエイターによる表現の場を提供するため、以下の通り音楽イベントを開催する。

- ・開催時期：2025 年 10 月 19 日
- ・開催地：北海道札幌市内
- ・主な内容：ライブパフォーマンス/若手アーティスト出演企画/地域連携型プログラム

2. 音楽に関する育成講座の開催

初年度の実施なし

3. マネジメント支援事業

若手クリエイター・アーティストのキャリア支援のため、以下の個別サポートを実施する。

- ・メンタリング：月 1 回の個別面談
- ・マネジメント支援：出演イベント同行、活動スケジュール設計、目標設定、財務、契約相談など

4. 音源制作や制作環境の提供

- ・プロデュース企画：作品コンセプト設計・ディレクション
- ・技術指導：作品の品質向上の為の技術指導（クリエイター・アーティスト共に）
- ・楽曲制作支援：レコーディング・ミキシング・マスタリング費用の一部助成
- ・作品リリース支援：配信プラットフォーム登録・プロモーション補助

5. 物販・広告関連ツールの制作及び販売

イベント事業に付随するイベントの開催や法人活動周知の為広告ツールを制作し販売を行う。

2026 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 SOUND FOUN (R8.4.1~R9.3.31)

本法人は、2026 年度に以下の特定非営利活動に係る事業を実施する予定である。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定日時	実施 予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	事業費の 予算額 (千円)
1. 音楽イベ ントの企 画及び運 営	若手音楽クリエイターをピ ックアップするライブイベ ントを開催し、表現機会を 創出するとともに、地域と の交流や文化振興を図る。	2026 年 4 月・10 月 (年 2 回)	北海道 札幌市 (必要に応 じて全国各 地)	約 15 名	全国の 音楽ファン・ 一般市民 約 1,000 名 (500 名×2 回)	2,930
2. 音楽に関 する育成 講座の開 催	月 2 回の定期講座を通じ て、若手クリエイター・ア ーティストの技術・表現 力・企画力・セルフマネジ メント能力を育成する。	月 2 回 (年間 約 24 回)	オンライン および札幌 市内の施設	約 5 名	若手音楽 クリエイター 約 20 名	2,226
3. マネジメ ント支援 事業	若手クリエイターやアーテ ィストのキャリア形成を支 援するため、メンタリン グ、マネジメント等の個別 支援を行う。	通年	法人事務所 およびオン ライン、各 イベント会 場	約 5 名	対象 全国の音楽ク リエイター・ アーティスト 約 30 名	1,900
4. 音源制作 や制作環 境の提供	若手クリエイターやアーテ ィストのキャリア形成を支 援するため、作品制作、リ リース、プロモーション等 の個別支援を行う。	通年	法人事務所 およびオン ライン、レ コーディン グスタジオ	約 7 名	対象 全国の音楽ク リエイター・ アーティスト 約 30 名	5,100
5. 物販・広 告関連ツ ールの制 作及び販 売	イベント事業の開催や法人 活動周知の為広告ツールを 制作し販売を行う。	通年	イベント会 場 およびオン ライン	約 3 名	全国の 音楽ファン・ 一般市民	1,100

事業実施の方針

設立2年目の当年度は、前年度の事業内容を点検し充実させることで、より一層の業界発展へ寄与する為の基盤と、当法人の事業基盤の安定化に努める。

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 音楽イベントの企画及び運営

全国の若手音楽クリエイターによる表現の場を提供するため、以下の通り音楽イベントを開催する。

- ・開催時期：2026年4月および10月（年2回）
- ・開催地：北海道札幌市内（必要に応じて道外開催も検討）
- ・主な内容：ライブパフォーマンス/若手アーティスト出演企画/地域連携型プログラム

2. 音楽に関する育成講座の開催

次世代クリエイターの育成を目的として、月2回のペースで定期的な講座を実施する。

- ・開催頻度：月2回（年間約24回）
- ・実施形式：オンラインまたは対面（ハイブリッド対応）
- ・内容例：ボーカルレッスン、作曲・編曲指導、音楽理論、セルフマネジメント、映像編集、音源編集、SNS活用等

3. マネジメント支援事業

若手クリエイター・アーティストのキャリア支援のため、以下の個別サポートを実施する。

- ・メンタリング：月1回の個別面談
- ・マネジメント支援：出演イベント同行、活動スケジュール設計、目標設定、財務、契約相談など

4. 音源制作や制作環境の提供

- ・プロデュース企画：作品コンセプト設計・ディレクション
- ・技術指導：作品の品質向上の為の技術指導（クリエイター・アーティスト共に）
- ・楽曲制作支援：レコーディング・ミキシング・マスタリング費用の一部助成
- ・作品リリース支援：配信プラットフォーム登録・プロモーション補助

5. 物販・広告関連ツールの制作及び販売

イベント事業に付随するイベントの開催や法人活動周知の為広告ツールを制作し販売を行う。

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から 2026年 3月 31日まで

特定非営利活動法人SOUND FOUN
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	¥0		
賛助会員受取会費	¥1,000,000	¥1,000,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	¥0		
施設等受入評価益	¥0		¥0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	¥0		¥0
4. 事業収益			
a. イベント事業チケット収益	¥1,625,000		
b. 物販収益	¥780,000		
c. マネジメント事業受取会費収益	¥2,850,000		
d. 制作支援事業収益	¥4,500,000		
		¥9,755,000	
5. その他収益			
雑収益	¥50,000	¥50,000	
経常収益計			¥10,805,000
II 経常費用			
1. 事業費			
a. イベント事業費			
(1) 人件費			
出演者謝礼	¥300,000		
給料手当	¥90,000		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥390,000		
(2) その他経費			
会場費	¥230,000		
運営費	¥300,000		
イベント製作費	¥200,000		
宣伝広告費	¥100,000		
イベント保険	¥25,000		
会議費	¥0		
旅費交通費	¥200,000		
施設等評価費用	¥0		
減価償却費	¥0		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥1,055,000		
イベント事業費計		¥1,445,000	
b. 物販事業費			
(1) 人件費			
給料手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥0		
(2) その他経費			
仕入れ	¥550,000		
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		

施設等評価費用	¥0		
減価償却費	¥0		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥550,000		
物販事業費計		¥550,000	
c. マネジメント事業費			
(1) 人件費			
給料手当	¥200,000		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥200,000		
(2) その他経費			
会議費	¥0		
旅費交通費	¥600,000		
施設等評価費用	¥0		
減価償却費	¥0		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥600,000		
マネジメント事業費計		¥800,000	
d. 制作支援事業費			
(1) 人件費			
給料手当	¥300,000		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥300,000		
(2) その他経費			
製作費	¥4,500,000		
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
施設等評価費用	¥0		
減価償却費	¥0		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥4,500,000		
制作支援事業費計		¥4,800,000	
事業費計		¥7,595,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥0		
給料手当	¥480,000		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥480,000		
(2) その他経費			
通信費	¥300,000		
会議費	¥100,000		
旅費交通費	¥1,000,000		
広告宣伝費	¥1,000,000		
減価償却費	¥50,000		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥2,450,000		
管理費計		¥2,930,000	
経常費用計			¥10,525,000
当期経常増減額			¥280,000
Ⅲ 経常外収益			

1. 固定資産売却益	¥0	¥0	
経常外収益計			¥0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	¥0	¥0	
経常外費用計			¥0
当期正味財産増減額			¥280,000
設立時正味財産額			¥0
次期繰越正味財産額			¥280,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

【2026】年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人SOUND FOUN
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	¥0		
賛助会員受取会費	¥2,000,000	¥2,000,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	¥0		
施設等受入評価益	¥0	¥0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	¥0	¥0	
4. 事業収益			
a. イベント事業チケット収益	¥3,000,000		
b. 物販収益	¥1,560,000		
c. マネジメント事業受取会費収益	¥10,800,000		
d. 制作支援事業収益	¥4,500,000		
e. クリエイター育成講座事業	¥4,300,000	¥24,160,000	
5. その他収益			
雑収益	¥100,000	¥100,000	
経常収益計			¥26,260,000
II 経常費用			
1. 事業費			
a. イベント事業費			
(1) 人件費			
出演者謝礼	¥600,000		
給料手当	¥180,000		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥780,000		
(2) その他経費			
会場費	¥500,000		
運営費	¥600,000		
イベント製作費	¥400,000		
宣伝広告費	¥200,000		
イベント保険	¥50,000		
会議費	¥0		
旅費交通費	¥400,000		
施設等評価費用	¥0		
減価償却費	¥0		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥2,150,000		
イベント事業費計		¥2,930,000	
b. 物販事業費			
(1) 人件費			
給料手当	¥0		
法定福利費	¥0		
退職給付費用	¥0		
福利厚生費	¥0		
人件費計	¥0		
(2) その他経費			
仕入れ	¥1,100,000		
会議費	¥0		
旅費交通費	¥0		
施設等評価費用	¥0		
減価償却費	¥0		
支払利息	¥0		

その他経費計	¥1,100,000	
物販事業費計		¥1,100,000
c. マネジメント事業費		
(1) 人件費		
給料手当	¥400,000	
法定福利費	¥0	
退職給付費用	¥0	
福利厚生費	¥0	
人件費計	¥400,000	
(2) その他経費		
会議費	¥0	
旅費交通費	¥1,500,000	
施設等評価費用	¥0	
減価償却費	¥0	
支払利息	¥0	
その他経費計	¥1,500,000	
マネジメント事業費計		¥1,900,000
d. 制作支援事業費		
(1) 人件費		
給料手当	¥600,000	
法定福利費	¥0	
退職給付費用	¥0	
福利厚生費	¥0	
人件費計	¥600,000	
(2) その他経費		
製作費	¥4,500,000	
会議費	¥0	
旅費交通費	¥0	
施設等評価費用	¥0	
減価償却費	¥0	
支払利息	¥0	
その他経費計	¥4,500,000	
制作支援事業費計		¥5,100,000
e. 育成講座事業		
(1) 人件費		
講師謝礼	¥720,000	
給料手当	¥1,200,000	
法定福利費	¥0	
退職給付費用	¥0	
福利厚生費	¥0	
人件費計	¥1,920,000	
(2) その他経費		
会場費	¥240,000	
会議費	¥0	
旅費交通費	¥0	
施設等評価費用	¥0	
減価償却費	¥66,000	
支払利息	¥0	
その他経費計	¥306,000	
育成講座事業		¥2,226,000
事業費計		¥13,256,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	¥0	
給料手当	¥2,400,000	
法定福利費	¥0	
退職給付費用	¥0	
福利厚生費	¥0	

PC1台

人件費計	¥2,400,000		
(2) その他経費			
通信費	¥600,000		
会議費	¥300,000		
旅費交通費	¥6,000,000		
広告宣伝費	¥500,000		
減価償却費	¥50,000		
支払利息	¥0		
その他経費計	¥7,450,000		
管理費計		¥9,850,000	
経常費用計			¥23,106,000
当期経常増減額			¥3,154,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	¥0	¥0	
経常外収益計			¥0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	¥0	¥0	
経常外費用計			¥0
当期正味財産増減額			¥3,154,000
前期繰越正味財産額			¥280,000
次期繰越正味財産額			¥3,434,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。